

令和7年度補正
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金
応募要領【外部給電器】

V.計画変更・財産処分

目次

<u>計画変更・財産処分の手続き</u>	P2
<u>財産処分の手続きの流れ（保有義務期間内）</u>	P3
<u>財産処分の注意事項</u>	P4
<u>財産処分時に返納が不要な場合</u>	P5
<u>財産処分とは</u>	P6
<u>書類送付先</u>	P7

計画変更・財産処分の手続き

補助金交付決定通知書の発行日以降から財産保有義務期間が経過するまでの間に、申請内容に変更が発生した場合、変更の時期と内容に応じて、事前に手続きが必要です。変更の内容により、提出書類が異なりますので、以下を参照し、必要書類を確認してください。

- ▷ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ▷ 添付する書類は片面A4サイズをお願いします。センター指定の様式以外は写しで結構です。

補助金交付決定通知書の発行日以降

補助金振込みまでの間
(通常、補助金の額の確定通知書
送付から2週間で振り込みます)

計画変更の手続き

□ 補助金申請を止める
(機種変更含む) ※₁

□ 相続による所有者変更
* 必ず事前にセンターにご相談ください。

※₁ 外部給電器の機種変更をする場合は当該
申請を取り止めて新たな機種で申請受付期間内
に別途交付申請を行う必要があります。

計画変更承認申請書 (様式6)

□ 申請者の改姓・法人代表者の変更
□ 申請者住所・保管場所の変更

変更届出書 (様式5)

交付決定から実績報告までの間の変更
については様式5の提出は不要です。
実績報告書に変更後の情報を記入願
います。

振込完了後、保有義務期間内
(納品日から3年間)

財産処分の手続き

□ 外部給電器の処分 (売却等)
□ 相続による所有者変更

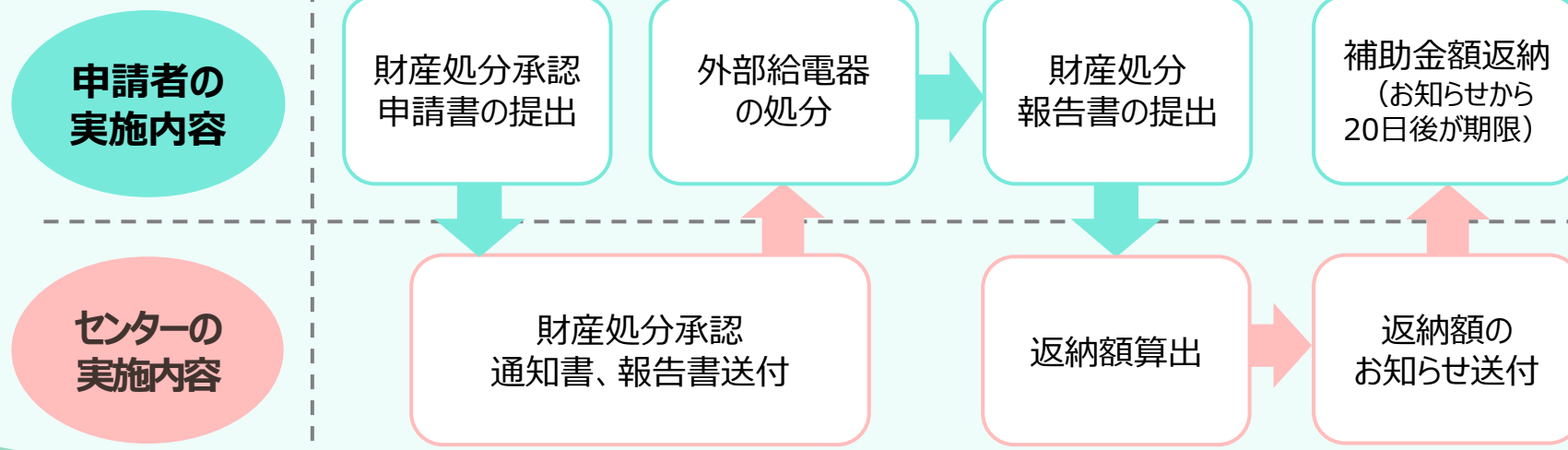
財産処分承認申請書

財産処分の手続きの流れ（保有義務期間内）

- ◆ 補助金の交付を受けた外部給電器（「取得財産等」という）を保有義務期間内に処分する場合には、事前に財産処分承認手続きが必要です。
- ◆ 保有義務期間内に外部給電器を処分して、新たに補助対象外部給電器を購入する場合、処分した外部給電器の補助金返納が完了するまで、新たな外部給電器への補助金の交付はしません。
- ◆ 財産処分手続きの開始から完了までは以下の流れとなり、時間を要しますので、早めの申請をお願いします。

※ 但し、取得価格が50万円未満（税抜）の場合は、処分制限はありませんが、処分をする場合、あらかじめ取得財産等届出書をセンターに届ける必要があります。

【手続きの流れ】



保有義務期間（納品日から3年）

保有義務期間内に処分

事前の
手続き
と補助金返納
が必要です

財産処分の注意事項

- ◆ 財産処分承認申請書は補助金を受けた年度により様式が異なります。
年度別の財産処分承認申請書は、「計画変更・財産処分関連様式集」を参照してください。
- ◆ 返納額は「補助金返納額のお知らせ」に記載します。
 - 「財産処分報告書」に記載された処分内容に基づいて補助金返納額を算定します。
 - 返納額は原則、売却額に基づいて算定します。
$$\text{補助金返納額} = \text{売却額} (\times 1) \times \text{補助金比率} (\times 2)$$
 - ※1：売却額が残存簿価相当額より低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定。残存簿価相当額は、保有義務期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定。
 - ※2：補助金比率は、外部給電器購入費用に占める補助金額の割合
(補助金比率 = 補助金額 / 外部給電器購入費用)
外部給電器購入費用は値引後の税抜額で算出します。

財産処分時に返納が不要な場合

- ◆ 財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納が不要となります。
 - i. 取得財産等が天災等により使用不能となり廃棄処分した場合
 - ii. その他センターが特に認める場合
 - ◆ 但し、「財産処分承認申請書」や必要書類や証明書類を提出し、センターの承認を得ることが必要です。
- ※ 取得価格が50万円未満（税抜）の場合は、処分制限はありませんが、処分をする場合、あらかじめ取得財産等届出書をセンターに届ける必要があります。

財産処分とは

災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有する外部給電器の導入を支援することが補助金の目的です。これに反する以下の行為は取得財産等の処分（財産処分）に該当する行為となります。

- ① 補助金交付の目的に反して使用
- ② 譲り渡し
- ③ 交換
- ④ 貸し付け
- ⑤ 廃棄
- ⑥ 担保に供すること

×無届で財産処分をした場合

センターでは、定期的に補助金を交付した外部給電器の保有状況を調査することができます。センターの承認を得ずに、保有義務期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めることがあります。

- ※ 取得価格が50万円未満（税抜）の場合は、処分制限はありませんが、処分をする場合、あらかじめ取得財産等届出書をセンターに届ける必要があります。

書類送付先

【計画変更・財産処分 書類送付先】

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番27号 剛堂会館 5F

一般社団法人 次世代自動車振興センター

次世代自動車部 補助金（外部給電器）計画変更・財産処分 係